

株 主 各 位

神戸市須磨区中島町三丁目2番6号
(本社 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556)

ヒラキ株式会社

代表取締役 伊 原 英 二

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月29日（火曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556
当社 本社5階多目的ホール
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第44期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 剰余金の処分件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、お土産はお配りいたしておりません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://company.hiraki.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://company.hiraki.co.jp/>)に掲載させていただきます。
- 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について」を36頁に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受け、経済活動および消費活動は低迷し、景気の先行きにつきましては依然として極めて不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループにおきましては、当期は第二次中期経営計画の最終年度にあたり、「良質な商品を早く安くお客様にお届けする～価格から価値へ～」を年度方針として、「他にはない 他ではできない それがヒラキです。」をスローガンに、お客様に生活必需品を安定的に提供することで、生活インフラの一翼としての使命を果たしてまいりました。

この結果、当連結会計年度における連結売上高は、159億62百万円（前期比0.2%増）、営業利益は9億22百万円（前期比111.5%増）、経常利益は9億11百万円（前期比89.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億60百万円（前期比73.2%増）となりました。

② 事業別概況

事業の種類別セグメントの売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比(%)	前期比(%)
通 信 販 売 事 業	8,813	55.2	106.4
店 舗 販 売 事 業	6,872	43.1	94.0
卸 販 売 事 業	277	1.7	83.6
合 計	15,962	100.0	100.2

(注) 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(通信販売事業)

通信販売事業におきましては、販売促進商品・レディースカジュアルシューズ「ふわりっと(税抜499円)」シリーズが累計で40万足を超える販売を達成するとともに、衣料・雑貨関連の販売促進商品も計画通りの販売数量を確保しました。また、新型コロナウイルス禍の外出自粛が続く中、巣ごもり需要に対応すべく顧客ニーズに即した衣料・インテリア・雑貨カテゴリーの商品を投入しました。販売促進面では、各種SNSマーケティングの展開、ヒラキ公式アプリの導入およびこれに併せたキャンペーン等が功を奏し、新規顧客の獲得および既存顧客の受注増加につなげることができました。とりわけ、第3四半期連結会計期間、第4四半期連結会計期間については、すべての商品カテゴリーで前年同期を上回る受注を獲得し、受注件数・受注金額は前年同期比2桁増の伸びを達成しました。

この結果、売上高は88億13百万円(前期比6.4%増)となりました。利益面は、増収および売上総利益率のアップにより、セグメント利益は11億49百万円(前期比57.9%増)となりました。

(店舗販売事業)

店舗販売事業におきましては、ブランド特価商品で集客し自社オリジナル商品の拡販を図ることを軸とした靴の販売強化、ならびに地域に密着した青果市等催事の開催により集客拡大に取り組んでまいりました。また、「気軽にいつでも安く」をコンセプトに自社オリジナル商品をメインとした靴専門店を2020年4月「イズミヤ昆陽店」をはじめとして4ヶ店新規出店し、合計6ヶ店に拡大しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、消費者の外出自粛やテレワーク浸透の影響を受け、紳士ビジネス・婦人パンプスを主に靴の販売に苦戦しました。

この結果、売上高は68億72百万円(前期比6.0%減)となりました。利益面は、靴専門店の売上増加が自社オリジナル商品の売上構成比アップに寄与し、売上総利益率は上昇しました。また、チラシの効率的配布による広告宣伝費を主とした販管費の削減に取り組んだ結果、セグメント利益は1億24百万円(前期比101.5%増)となりました。

(卸販売事業)

卸販売事業におきましては、小売店向け販売「大卸し」はEC販売店向けを主に前期を上回りましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による靴需要低下の影響を受け、大口取引先向けの販売に苦戦しました。

この結果、売上高は2億77百万円(前期比16.4%減)、セグメント損失は1百万円(前期は利益6百万円)となりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は139百万円であり、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

主な設備投資として、岩岡事業所におけるエスカレーターリニューアル工事に係る費用として59百万円、ネットワーク関連機器に係る費用として37百万円、靴専門店新規出店に係る諸設備費用として27百万円の設備投資を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、長期借入金による資金調達によって充当いたしました。

(2) 対処すべき課題

経営の基本方針

「人の生命は限りがある。会社の生命を永遠のものにして、次の時代のための礎となろう」が当社グループの社訓であり、長期安定的な企業価値の向上を目指しております。その実現のためには、コーポレート・ガバナンス体制の充実が経営の重大な課題と認識し、経営責任の明確化と迅速・果断な経営判断を行うため、執行役員制度を導入し、取締役会は少数の構成としております。

「会社は100%お客様のためにある」

「会社は100%社員のためにある」

「会社は100%世の中のためにある」

お客様に必要とされるということは、世の中に必要とされることであり、つまりは「会社は100%世の中のためにある」ということを真剣に考え、日々取り組んでおります。全てのステークホルダーから必要とされる「価値」を生み続けることが当社グループの使命であり、その精神を研ぎ磨き続けることこそ、存在意義があると考えております。

この考え方に基づき、当社グループの「経営理念」を定め、その実践を通じて、長期安定的な企業価値の向上を図ってまいります。

[経営理念]

- 一、私達は、常にお客様に満足をしていただくために、価値あるサービスを他に一步先んじて、提供し続けていきます。
- 一、私達は、常に仕事を通じて、自らの成長と豊かな生活を実現するために、創意と工夫をこらし、明るい職場をつくります。
- 一、私達は、常に進取気鋭の精神こそ、活力の源泉であることを確認し、新しいビジネスの創造に、積極果敢な挑戦をし続けていきます。

2021年度の見通し

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応ワクチンへの期待感が広まっていますが、感染症拡大の脅威は依然として続いており、景気回復の足取りは弱く、景気の先行きは不透明な状況が続くと予想されます。当業界におきましても、販売競争の激化および消費者ニーズ・購買行動の変化等により経営環境は大きく変化するものと予想されます。

このような状況の下、次期は第三次中期経営計画（2021年度～2023年度）の初年度に当たります。中期経営計画の基本戦略「オリジナル商品を軸とした事業をさらに磨き上げるとともに、新しい事業領域にもチャレンジする」の下、初年度の年度方針を「顧客ニーズへのあくなき探求～新たな「売り物×売り方×売場所」を創る」とし、オリジナル商品を軸とした各事業をさらに磨き上げるため、低価格に加え機能性を持った商品の開発を通して持続的な成長（売上増加）と企業価値の向上（収益力の強化）に取り組んでまいります。

通信販売事業におきましては、「機能性のあるオンリーワン商品の開発」および「開発～販売までのリードタイムの短縮」を事業方針とし、オリジナル商品の計画的開発、納期管理の厳格化および単品で勝負できる商品の開発（ブランド化推進）に取り組んでまいります。また、SNS展開の拡充・アプリの機能強化等のWEBを主とした販売促進策を講じ、ニューノーマル時代の顧客需要をタイムリーかつ確にに取り込むことによって、新規顧客の獲得・リピーター顧客の増加・休眠顧客の掘り起こしを行い、会員顧客数の増加と受注増加につなげてまいります。

店舗販売事業におきましては、「総合店の再構築に向けた集客力のアップ」および「靴専門店のチェーン展開に向けたビジネスモデルの確立」を事業方針とし、総合店は、ブランドスニーカーと特価商材の品揃えを充実することによる靴販売の強化をはじめとして、催事の強化およびテナントの導入等により賑わい溢れる店づくりに取り組んでまいります。また、靴専門店は、阪神間を中心にドミナント展開しチェーン拡大する計画としております。

卸販売事業におきましては、「大口取引先の開拓」を事業方針とし、ODM発注が可能な販売額を取り組める販売先の開拓を推し進めると共に、小売店向け販売「大卸し」を卸販売事業の柱の一つとするべく、ECの受注比率アップに向けた取り組みを強化してまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、長期安定的な企業価値の向上に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第41期 (2018年3月期)	第42期 (2019年3月期)	第43期 (2020年3月期)	第44期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	17,788	16,859	15,932	15,962
営 業 利 益 (百万円)	1,053	813	436	922
経 常 利 益 (百万円)	1,069	810	481	911
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	728	552	323	560
1株当たり当期純利益	149円66銭	113円42銭	66円42銭	115円06銭
総 資 産 (百万円)	17,321	16,829	16,644	17,114
純 資 産 (百万円)	5,825	6,376	6,593	7,099

(4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資率	主要な事業内容
上海平木福客商業有限公司 (中国 上海市)	1,050千米ドル	100%	靴・履物等の企画・ 発注および仕入

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容

事 業 部 門	事 業 内 容
通信販売事業	自社オリジナル商品を中心とした、カタログ、インターネットによる靴・履物、衣料品、日用雑貨品等の販売
店舗販売事業	ディスカウント業態の店舗による靴・履物、食料品、衣料品、日用雑貨品等の販売および靴専門店による靴・履物等の販売
卸販売事業	OEM開発商品を中心とした、大手小売店、量販店等への靴・履物等の販売

(6) 主要な事業所および営業所

① 当社

本社 神戸市西区岩岡町野中字福吉556
本部 須磨本部（神戸市須磨区）
店舗 <総合店>
岩岡店（神戸市西区）、日高店（兵庫県豊岡市）、龍野店（兵庫県たつの市）、姫路店（兵庫県姫路市）
<靴専門店>
サンパティオ庄内店（大阪府豊中市）、イズミヤ淡路店（大阪市東淀川区）、イズミヤ昆陽店（兵庫県伊丹市）、フレンテ西宮店（兵庫県西宮市）、イズミヤ門真店（大阪府門真市）、イズミヤ小林店（兵庫県宝塚市）
物流センター 生野事業所（兵庫県朝来市）
営業所 東京営業所（東京都台東区）

② 子会社

上海平木福客商業有限公司（中国 上海市）

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
262名	7名増

(注) 従業員数には、パート・アルバイト330名は含んでおりません。(パート・アルバイトについては、年間平均雇用人員(1ヶ月165時間換算)で算出しております。)

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
255名	7名増	46.0歳	14.9年

(注) 従業員数には、パート・アルバイト330名は含んでおりません。(パート・アルバイトについては、年間平均雇用人員(1ヶ月165時間換算)で算出しております。)

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額(百万円)
株式会社みなと銀行	1,164
株式会社山陰合同銀行	860
兵庫県信用農業協同組合連合会	614
神戸信用金庫	528
株式会社山口銀行	508

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,870,807株
(自己株式 284,793株を除く)
- (3) 株主数 13,277名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 マ ヤ ハ	752	15.43
ヒ ラ キ 従 業 員 持 株 会	270	5.55
神 戸 信 用 金 庫	251	5.15
株 式 会 社 み な と 銀 行	211	4.33
平 木 和 代	195	4.01
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	184	3.77
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	110	2.25
株 式 会 社 山 口 銀 行	96	1.97
梅 木 孝 雄	90	1.86
凸 版 印 刷 株 式 会 社	80	1.64

- (注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式284,793株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長執行役員	伊 原 英 二	最高執行責任者
取 締 役 員 専務執行役員	梅 木 孝 雄	店舗販売事業部長兼店舗統括部長 上海平木福客商業有限公司 董事
取 締 役 員 常務執行役員	姫 尾 房 寿	現業支援本部長兼総務部長兼経営戦略室管掌 上海平木福客商業有限公司 監事
取 締 役 員 執行役員	堀 内 秀 樹	開発商品事業部長 上海平木福客商業有限公司 董事長
取 締 役	朝 家 修	公認会計士・税理士朝家事務所 代表 株式会社日住サービス 社外取締役
取 締 役	船 瀬 紗代子	学校法人 西須磨幼稚園副園長
常 勤 監 査 役	上 平 田 哲	
監 査 役	松 田 陽 三	
監 査 役	熊 尾 弘 樹	

- (注) 1. 取締役のうち朝家 修氏および船瀬紗代子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち松田陽三氏および熊尾弘樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 熊尾弘樹氏は、元病院事務局長として経理部門に長年勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 重要な兼職の異動の状況について
該当事項はございません。
5. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動
該当事項はございません。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2021年3月31日現在)

役 名	氏 名	担 当
執行役員	埜 邨 敬 和	品質管理部長

7. 2021年5月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	新	旧
東端 聡	執行役員 開発商品事業部 商品開発部長 兼 開発管理部長	開発商品事業部 商品開発部長 兼 開発管理部長
蓮井 敏之	執行役員 開発商品事業部 通信販売部長	開発商品事業部 通信販売部長
高下 幸弘	執行役員 経営戦略室長 兼 現業支援本部副部長	経営戦略室長 兼 現業支援本部副部長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	72,676	65,176	7,500	—	6
監査役	12,570	12,570	—	—	3
合計 (うち社外役員)	85,246 (9,000)	77,746 (9,000)	7,500 (—)	— (—)	9 (4)

(注) 報酬等の額には従業員兼務取締役の従業員分給与（賞与を含む。）は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した賞与とし、その支給総額を対象員数に基づく親会社株主に帰属する当期純利益の一定割合を上限として取締役会で決定し、毎年定時株主総会終了後に支給することとしています。業績連動報酬に係る業績指標は、企業の持続的成長の観点から連結売上高、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益とし、取締役会において業績予想値の達成度および直近5事業年度の実績平均との比較などを総合的に勘案した業績評価を行い、支給の有無、また支給する場合はその総額を独立社外取締役および監査役の同意を得た上で決定しております。当事業年度を含む連結売上高・連結営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1.(3) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1996年6月26日開催の第19回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております（従業員兼務取締役の従業員部分は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。監査役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社グループの長期安定的な企業価値の向上およびガバナンスの強化を実現するため、経営内容、世間水準および従業員給与等とのバランスを考慮しつつ、その職責に見合う報酬制度とすべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を独立社外取締役および監査役の同意を得た上で2021年2月5日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

社外取締役を除く取締役の報酬等は定額の月例報酬（基本報酬）および業績連動報酬等により構成しております。社外取締役については、独立した客観的な立場から経営の監督機能を担う役割を踏まえ、業績との連動は行わず定額の月例報酬のみを支払うこととしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役および監査役の同意を得た上で決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会および取締役会で決議された限度額の範囲内で、決定方針に基づき、2020年6月26日開催の取締役会にて代表取締役伊原英二に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。代表取締役に委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額ならびに役位および個人の業績貢献度に応じた賞与の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、独立社外取締役および監査役の同意を得ております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ア. 朝家 修氏は、公認会計士・税理士朝家事務所代表であります。また、株式会社日住サービスの社外取締役であります。いずれも当社と重要な取引その他の関係はありません。
- イ. 船瀬紗代子氏は、学校法人西須磨幼稚園の副園長であります。当社と重要な取引その他の関係はありません。
- ウ. 松田陽三氏は、重要な兼職先について該当事項はありません。
- エ. 熊尾弘樹氏は、重要な兼職先について該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	朝家 修	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、公認会計士・税理士として財務の専門家としての知識や経験に基づき、当該視点から監督・助言機能を果たして頂くことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から議案審議等に有用な発言を行い、当社取締役会の業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしております。また、代表取締役および社外役員が出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて、中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に貢献しております。
	船瀬紗代子	当事業年度開催の取締役会14回中11回に出席し、幼稚園副園長としての幅広い経験および通信販売事業の主要顧客層と同一視点で、監督・助言機能を果たして頂くことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から議案審議等に有用な発言を行い、当社取締役会の業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしております。また、代表取締役および社外役員が出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて、中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に貢献しております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	松田 陽三	当事業年度開催の取締役会14回・監査役会14回全てに出席し、金融機関における長年の実務経験および金融財政に関する幅広い知識や経験に基づき有用な発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。
	熊尾 弘樹	当事業年度開催の取締役会14回・監査役会14回全てに出席し、元金融機関役員および元病院事務局長として有する財務等豊富な実務経験に基づき有用な発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。

④ 責任限定契約

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30百万円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンサルティング業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

その概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、事業を適正かつ効率的に運営するため、社員就業規則等において、当社グループの取締役等および従業員が、誠実に法令、規程および通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定めます。

② 取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか重要な業務執行に関する事項を付議します。

取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令および定款に則り、業務を執行します。

③ 監査役会は、取締役会における経営判断の適正性を監視する機関であり、また監査体制の一層の強化を目的とします。

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査室および会計監査人と連携して、当社グループの取締役等の職務執行が法令および定款に適合することを確保します。

④ 当社は、執行役員制度を導入し、経営の執行は取締役、業務の執行は執行役員と役割を明確にするとともに、独立性を考慮した社外取締役の選任を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

⑤ 当社は、有効な内部牽制機構によるコンプライアンスの充実を図ることを趣旨として、社長執行役員直轄の内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と意見交換を行い、密接に連携しながら、当社グループにおける内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査します。内部監査室は、監査結果について取締役および監査役に報告を行います。

⑥ 当社は、社長執行役員を委員長とする内部統制委員会を設置し、当社グループ全体の内部統制システムの整備・運用の推進を図り、その結果を取締役に報告する体制とします。

⑦ 当社は、コンプライアンスに係る管理を総合的・体系的に実施するため「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「倫理規範」「行動規範」を定め、その周知徹底を図ります。当社グループの取締役等および従業員はこれを遵守するものとします。取締役会は遵守状況をモニタリングし評価します。

- ⑧ 当社は、当社グループ全体に係る「ヒラキ・ヘルプライン運用基準」を定め、事件、事故を未然に防止し、あるいは不正行為、コンプライアンス違反行為等を是正し、かつ、将来に向けての改善方法を提示することにより、企業倫理、法令等の遵守を徹底することを目的として、当社グループの内部通報窓口「ヒラキ・ヘルプライン」を設置します。「ヒラキ・ヘルプライン」は、当社常勤監査役に通報できる体制とし、通報者のプライバシーの保護ならびに通報者が通報を理由に不利益な取扱いを受けないことを規定します。また、その運用状況を毎年取締役会に報告します。
- ⑨ 当社グループは、金融商品取引法等に基づく財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」を制定し、必要な整備を行い、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して内部統制の有効性を評価します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 情報の保存および管理

当社は、「文書規程」に基づき、当社グループの保存対象文書（電磁的記録を含む。）、保管期間および保管部門を定め、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を確保します。

② 情報の閲覧

当該情報は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持します。

③ 情報セキュリティ体制

当社は、「情報システム安全管理規程」その他関連規程を定め、当社グループの情報の取扱い・保管・セキュリティに関する適切な運用体制を構築します。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理体制

当社は、当社グループにおける様々なリスクの管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として定めています。内部統制委員会においてリスクを把握し、リスクごとの管理責任部門（子会社を含む。）を明確にしてそれぞれのリスク特性に応じた対応策を講じます。そのためにリスクの状況を把握し、迅速に判断できるように、各部門はリスクの状況を定例的に内部統制委員会に報告する体制とします。リスクの内容ならびに対策については、適宜経営会議に報告し、必要に応じて取締役会へ報告を行います。

また、社外システムの活用によるリスク管理として特にコンプライアンス面での充実を趣旨とし、事業活動において法律的风险の可能性を確認する場合、総務部が窓口となり、顧問弁護士、税理士等からの助言に基づき、対処する体制を整えます。

② 職務権限の原則

当社グループの取締役等および各職位にある従業員は、取締役会決議および「職務権限規程」に基づき、その職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負います。

③ 監査体制

当社グループのリスク管理体制の適切性を維持するために、リスク管理のプロセスが有効に機能しているかどうか、内部監査室が各部署および子会社に対する監査を行う体制とします。

④ 危機管理

当社グループにおいて自然災害などの重大事態が発生した場合、「緊急連絡体制」に基づき、社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行します。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営方針、経営戦略および経営計画

取締役会は、当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社グループの取締役等および従業員全員が共有する経営方針、経営戦略および経営計画を定め、その浸透を図ります。

② 経営会議

当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営会議を設置し、業務執行状況について審議します。

③ 執行役員制度

当社は、経営と業務執行の分離により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、執行役員制度を導入し、経営の効率化を図ります。

④ 職務権限および責任の明確化

執行役員および従業員の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① グループ運営体制

当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営・事業に関する承認・報告体制を整備し、グループ会社の経営体制を定めます。

② 子会社からの報告

当社は、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、取締役会または当社グループの取締役等が出席する連絡会議等における定期的な報告を義務付け、必要に応じて指導・育成を行います。

③ 監査

監査役および内部監査室は、子会社に対し監査を行い、当社グループの統一的な業務執行を確保します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名します。

(7) 監査役を補助する従業員の独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 独立性の確保

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役等の指揮命令は受けないものとします。当該従業員に対する人事、処遇については、監査役会の同意を得るものとします。

② 指示の実効性の確保

当社は、指名された従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役等および従業員に周知徹底し、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与します。

(8) 当社グループの取締役等および従業員が当社監査役に報告するための体制等に関する事項

① 取締役等および従業員による当社監査役への報告

当社グループの取締役等および従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。以下同じ。）は、その業務執行について当社監査役より説明を求められた場合、もしくは当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項ならびに不正行為、法令および定款違反行為を認知した場合は、当該事実を当社監査役に報告する体制を確保します。

② 重要な会議への出席

常勤監査役は経営会議その他社内会議に出席し、当社グループの経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書は、都度監査役に回覧します。

③ 報告者の保護

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等および従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 内部監査室は、監査役と緊密な連携を保ち監査役が自らの監査について協力を求めるときは、監査役が効率的な監査を行うことができるよう努めます。

② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努めます。

③ 外部専門家の起用

監査役が必要と認めるときは、顧問弁護士・税理士との連携を図り内部統制機能を充実させます。

④ 監査費用等の処理に係る方針

監査役がその職務の執行につき費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

(10) 反社会的勢力への対応

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、当社グループ業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除するとともに、不当な要求を受けた場合には警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、組織的な対応を図ります。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況について、当社の内部統制委員会（当事業年度は5回開催）および内部監査室がモニタリングし、改善に取り組んでおります。また、内部統制委員会および内部監査室は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

取締役会は半期毎に子会社から業務報告および経営計画についての説明を受け、指導を行っております。また、当事業年度においては、靴専門店の出店拡大に伴い、規程管理規程を改正し社内規程集の電子化等を進め、その適時性および閲覧性を高めるなど、当社グループ全体としての業務の適正の確保を図っております。

(2) コンプライアンス体制

当社グループの役職員に向けて、コンプライアンス（インサイダー取引防止を含む。）、個人情報保護および情報セキュリティに係る研修をそれぞれ年1回実施しております。当事業年度は、適宜社内通達や社内報による啓蒙、朝礼時の「倫理規範」「行動規範」の唱和などにより、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。また、全役職員は年1回コンプライアンス遵守の宣誓を書面にて行っております。

当社グループの内部通報窓口「ヒラキ・ヘルプライン」については、葉にして全役職員に配布するなど周知に努め、取締役会において定期的に通報内容の概要を報告しております。

(3) リスク管理体制

リスク管理規程に基づき、内部統制委員会において、リスクを定期的に洗い直し当社グループ全体のリスクを把握し、予防策として具体的な対策の協議を行っております。また、当事業年度から新たにリスクマップを用いたリスクの評価をスタートさせ、統制活動の強化を図りました。

危機発生時に緊急連絡体制に基づいた迅速な対応を行うことを可能とするために、緊急事態対応マニュアルを整備し、全役職員を対象とする緊急通報・安否確認システムを稼働させております。また、実効性を確保するため、緊急連絡メールの一斉テスト配信、災害を想定した訓練などを定期的実施しております。

(4) 効率的な職務執行体制

取締役会（当事業年度は14回開催）は、当事業年度末において独立社外取締役2名を含む取締役6名で構成されており、独立社外監査役2名を含む監査役3名も出席し、経営上の重要事項についての審議ならびに決議を行っております。

当社は執行役員制度を導入しており、執行役員が出席する経営会議（当事業年度は12回開催）および常務連絡会（当事業年度は40回開催）などを通して、機動的な業務執行を遂行しております。

(5) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき、年1回業務の適正性、法令遵守状況について、各部門に対し内部監査を実施しております。監査の結果、改善事項があった部門については、半年後にフォロー監査を行い、改善の実効性を図っております。

(6) 監査役の職務執行

監査役会（当事業年度は14回開催）は、監査に関する重要な事項について協議ならびに決議を行うとともに、代表取締役、独立社外取締役および会計監査人との間でそれぞれ定期的な意見交換会を実施いたしました。

監査役会は、内部監査室による内部監査に全て立ち会い、同時に監査役監査を実施いたしました。また、常勤監査役は、内部統制委員会、経営会議等重要な会議への出席ならびに取締役、従業員からのヒアリングや重要文書の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認し、より効率的な運用を行うための助言を行っております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,223,451	流 動 負 債	4,388,874
現金及び預金	6,788,116	買掛金	901,249
受取手形及び売掛金	1,037,173	1年内返済予定の長期借入金	2,053,530
商 品	3,139,677	未払金	778,222
未 着 商 品	76,756	未払法人税等	267,383
貯 蔵 品	17,359	賞与引当金	126,824
そ の 他	175,019	ポイント引当金	34,963
貸倒引当金	△10,651	そ の 他	226,700
固 定 資 産	5,890,889	固 定 負 債	5,626,438
有 形 固 定 資 産	5,588,158	長期借入金	5,333,750
建物及び構築物	2,340,714	退職給付に係る負債	175,574
機械装置及び運搬具	9,674	資産除去債務	34,449
土 地	3,098,931	そ の 他	82,663
リ ー ス 資 産	83,482	負 債 合 計	10,015,312
そ の 他	55,355	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	48,893	株 主 資 本	7,011,645
投 資 そ の 他 の 資 産	253,837	資 本 金	450,452
投資有価証券	45,340	資 本 剰 余 金	1,148,990
繰延税金資産	137,822	利 益 剰 余 金	5,563,395
そ の 他	70,674	自 己 株 式	△151,191
資 産 合 計	17,114,340	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	87,382
		その他有価証券評価差額金	△1,617
		繰延ヘッジ損益	71,221
		為替換算調整勘定	17,778
		純 資 産 合 計	7,099,028
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,114,340

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,962,612
売 上 原 価		8,483,749
売 上 総 利 益		7,478,863
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,556,310
営 業 利 益		922,553
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,003	
そ の 他	40,038	46,041
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,621	
為 替 差 損	13,919	
そ の 他	9,280	56,822
経 常 利 益		911,772
特 別 損 失		
減 損 損 失	58,634	58,634
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		853,137
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	314,728	
法 人 税 等 調 整 額	△22,034	292,693
当 期 純 利 益		560,444
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		560,444

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	450,452	1,148,990	5,100,368	△151,144	6,548,665
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△97,417		△97,417
親会社株主に帰属する当期純利益			560,444		560,444
自己株式の取得				△46	△46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	463,027	△46	462,980
当 期 末 残 高	450,452	1,148,990	5,563,395	△151,191	7,011,645

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△11,046	37,996	17,964	44,914	6,593,579
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△97,417
親会社株主に帰属する当期純利益					560,444
自己株式の取得					△46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,429	33,224	△185	42,468	42,468
当期変動額合計	9,429	33,224	△185	42,468	505,448
当 期 末 残 高	△1,617	71,221	17,778	87,382	7,099,028

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,211,919	流 動 負 債	4,362,031
現金及び預金	6,772,986	買掛金	873,673
売掛金	1,037,173	1年内返済予定の長期借入金	2,053,530
商品	3,147,655	リース債	26,005
未着商品	77,062	未払費用	778,955
貯蔵品	17,359	未払法人税等	42,613
前渡金	15,808	前受金	2,886
前払費用	42,936	預り金	9,868
その他の	111,587	賞与引当金	126,824
貸倒引当金	△10,651	ポイント引当金	34,963
固 定 資 産	5,888,026	その他の	145,325
有形固定資産	5,588,003	固 定 負 債	5,626,438
建築物	2,286,529	長期借入金	5,333,750
構築物	54,184	リース債	65,585
機械及び装置	1,984	退職給付引当金	175,574
車両運搬具	7,689	資産除去債	34,449
工具、器具及び備品	55,200	その他の	17,078
土地	3,098,931	負 債 合 計	9,988,469
リース資産	83,482	純 資 産 の 部	
無形固定資産	48,726	株 主 資 本	7,041,872
ソフトウェア	38,934	資 本 金	450,452
その他の	9,792	資 本 剰 余 金	1,148,990
投資その他の資産	251,296	資本準備金	170,358
投資有価証券	45,340	その他資本剰余金	978,632
出資金	2,330	利 益 剰 余 金	5,593,622
長期前払費用	18,897	利益準備金	100,000
繰延税金資産	137,822	その他利益剰余金	5,493,622
その他の	46,905	固定資産圧縮積立金	158,376
資 産 合 計	17,099,945	別途積立金	4,400,000
		繰越利益剰余金	935,245
		自 己 株 式	△151,191
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	69,603
		その他有価証券評価差額金	△1,617
		繰延ヘッジ損益	71,221
		純 資 産 合 計	7,111,476
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,099,945

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,962,612
売 上 原 価		8,512,739
売 上 総 利 益		7,449,873
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,533,739
営 業 利 益		916,133
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,931	
そ の 他	40,042	45,973
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,621	
そ の 他	9,280	42,902
経 常 利 益		919,204
特 別 損 失		
減 損 損 失	58,634	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	6,144	64,779
税 引 前 当 期 純 利 益		854,425
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	314,728	
法 人 税 等 調 整 額	△22,034	292,693
当 期 純 利 益		561,731

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	450,452	170,358	978,632	1,148,990
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	450,452	170,358	978,632	1,148,990

	株 主 資 本						
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	100,000	165,605	4,300,000	563,702	5,129,307	△151,144	6,577,604
当 期 変 動 額							
固定資産圧縮積立金の取崩		△7,228		7,228	—		—
別途積立金の積立			100,000	△100,000	—		—
剰余金の配当				△97,417	△97,417		△97,417
当期純利益				561,731	561,731		561,731
自己株式の取得						△46	△46
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	△7,228	100,000	371,543	464,314	△46	464,267
当 期 末 残 高	100,000	158,376	4,400,000	935,245	5,593,622	△151,191	7,041,872

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△11,046	37,996	26,949	6,604,554
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△97,417
当期純利益				561,731
自己株式の取得				△46
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	9,429	33,224	42,654	42,654
当期変動額合計	9,429	33,224	42,654	506,921
当期末残高	△1,617	71,221	69,603	7,111,476

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村圭志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒラキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村圭志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役を含む各取締役との面談を通して、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人からは年間の監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

ヒラキ株式会社	監査役会	
常勤監査役	上平田 哲	Ⓔ
社外監査役	松田 陽三	Ⓔ
社外監査役	熊尾 弘樹	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 剰余金の処分の件

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営を実践し、内部留保を充実させながら、会社を継続的に発展させることによって、株主の皆様様に安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づきまして、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 10円

なお、配当総額は48,708,070円となります。

これにより、中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金 20円（配当金総額 97,416,570円）となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

以上

【新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について】

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主様の皆様のご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

○当社の対応について

- ・株主総会の役員・スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入場口には、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

○株主の皆様へのお願い

- ・外出自粛が強く要請されている状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、書面により事前の議決権行使をいただき、極力ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、書面によって議決権をご行使する場合は、お手数ながら前記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

○当日ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用と会場入場口にて検温ならびにアルコール消毒液のご使用にご協力ください。マスクを着用されていない株主様はご入場をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけし、ご入場をお控えいただくことがございますのであらかじめご了承ください。

以上、時節柄、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によって上記内容に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://company.hiraki.co.jp/>) においてお知らせいたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556

当社 本社5階多目的ホール

電話 (078) 967-1062

交 通 : 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年は、送迎バスの運行を取り止めさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

お車で越しの際は、当社岩岡店駐車場をご利用下さいますようお願い申し上げます。

